

薬価調査・改定の在り方について

経済財政運営と改革の基本方針2014 (平成26年6月24日閣議決定)

(薬価・医薬品に係る改革)

薬価調査、更には薬価改定が2年に1度となっている現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、患者負担、保険料負担、公費負担に影響を与えている。

このような現状を踏まえ、調査・改定に係るコストにも適切に配慮しつつ、他の統計に与えている影響や市場価格形成の状況を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるように、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、**その頻度を含めて検討**する。

薬価の見直しに当たっては、創薬インセンティブを損なわないよう、薬剤給付費の適正化と先進的な創薬力の維持強化のバランスを踏まえた対応を行う。

また、セルフメディケーションが進むよう、医薬品の医療用から一般用への転用(スイッチOTC)を加速するための取組を具体的な目標を設定して推進する。後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。そのためにも、医師等への後発医薬品の品質等の情報提供や安定供給のための施策を推進する。

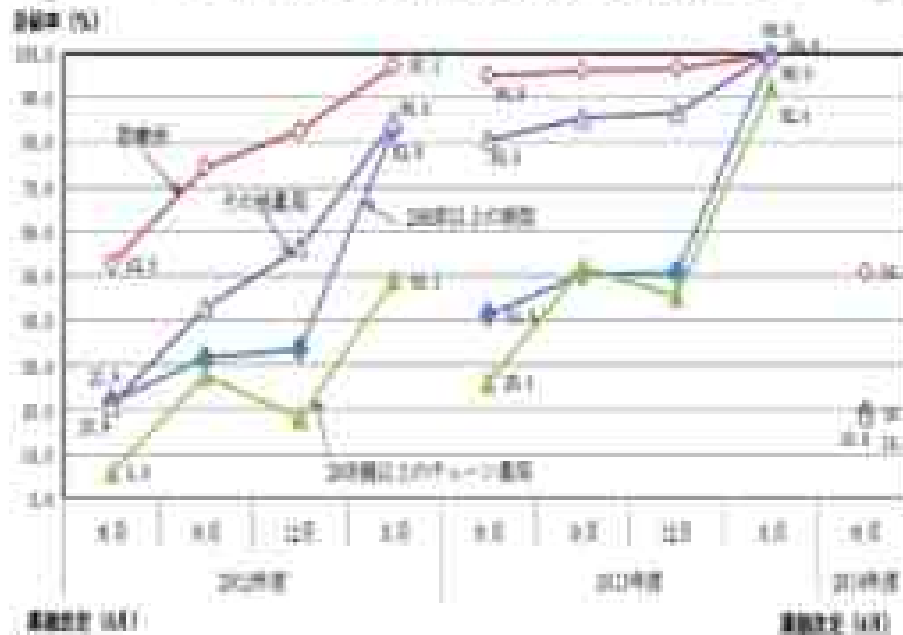
2. 薬価の適切な改定と薬価制度の改善

□ 薬剤に係る国民負担の軽減に向け、薬価と薬市場の実態調査に着手すべき

- 2015年年末までに薬価と薬市場の実態調査を実施し、適切な市場価格形成を阻む要因の特定化と除外を図るべき。その上で、市場実勢を反映した償還価格が毎年度予算に反映する仕組みを実現すべき。
- 実態調査においては調査・改定に伴う事業者負担も明らかにし、随度の検討において考慮し、国民利益を最大化するために必要な負担は国が負うべき。

図表6. 納品価格の採納率推移(2012～2014年6月)

- ・ 大手チェーン薬局や大病院ほど、納品薬価を決めるタイミングを遅らせ、仮納品させるといった傾向が顕著



1. 厚生労働省「医薬品統計状況調査」により作成。
2. そのほかの薬局には2014年度末までのデータは乏しい。
3. 採納率＝価格が採納されたものの数量(及び数量×単価)／販売数量(及び数量×単価)

図表7. 1987年の中央社会保険医療協議会の建議

- ・ 市場の実勢価格の反映が基本原則。2年に1回程度の改定は、やむを得ない当時の状況を前提としたもの

1987年5月25日 薬価算定方式のあり方について(建議) (以下、抜粋)

- 第1. 基本的考え方
 (1) 市場の実勢価格を薬価基準に適切に反映させていくためには、正確な市場調査が前提となることは言うまでもなく、調査面を含め、円滑かつ適正な調査が実施できるような方を講ずるべきである。
- 第2. 当面の改善策
 (1) 部分改正の廃止等
 部分改正を廃止し、できる限り迅速な全面改正を実施する。なお、現状においては市場における価格の安定にある程度の期間を要するので、市場価格の形成をまっとうおむね2年に1回程度の全面改正になることはやむを得ない。しかしながら、この間にあって、不当に薬価を拡大せしめる行為等が認められた場合には、所要の措置を講ずることとする。
- (2) 薬価調査の充実
 薬価本調査は上記(1)による全面改正の円滑な実施に支障のないよう行うこととし、併せて、経路変動調査の充実、強化等により、市場実勢価格の的確な把握に努める。

26年10月21日経済財政諮問会議 における総理発言

塩崎大臣には、医療費の見える化を含む医療保険制度の改革、薬市場の実態の早急な把握をはじめとする薬価制度の見直し、メリハリの効いた介護報酬の適正化など、社会保障の効率化・重点化により、質を維持しつつ、国民負担を軽減していくよう議論を進め、**年内を目途に**諮問会議に報告していただきたい。

2. 薬価の適切な改定と薬価制度の改善

平成26年10月21日経済財政諮問会議
塩崎厚生労働大臣提出資料

薬剤費の状況

○医療費に占める割合の大きい薬剤費の適正化のため、これまで、市場実勢価格に基づき薬価改定を実施。

- ・薬剤費比率は、平成5年度28.5% → 平成23年度21.9% まで低下
- ・薬価差(推定乖離率)は、平成5年度19.6% → 平成23年度8.4%(平成25年度8.2%) まで低下

年度	国民医療費 (A) (兆円)	薬剤費 (B) (兆円)	薬剤費比率 (B/A) (%)	推定乖離率 (C) (%)
平成5年度	24.363	6.94	28.5	19.6
平成6年度	25.791	6.73	26.1	—
平成7年度	26.958	7.28	27.0	17.8
平成8年度	28.454	6.97	24.5	14.5
平成9年度	28.915	6.74	23.3	13.1
平成10年度	29.582	5.95	20.1	—
平成11年度	30.702	6.02	19.6	9.5
平成12年度	30.142	6.08	20.2	—
平成13年度	31.100	6.40	20.6	7.1
平成14年度	30.951	6.39	20.7	—

年度	国民医療費 (A)	薬剤費 (B)	薬剤費比率 (B/A)	推定乖離率 (C)
平成15年度	31.538	6.92	21.9	6.3
平成16年度	32.111	6.90	21.5	—
平成17年度	33.129	7.31	22.1	8.0
平成18年度	33.128	7.10	21.4	—
平成19年度	34.136	7.40	21.7	6.9
平成20年度	34.808	7.38	21.2	—
平成21年度	36.007	8.01	22.3	8.4
平成22年度	37.420	7.88	21.1	—
平成23年度	38.585	8.44	21.9	8.4

基本的な考え方

- 今後とも、市場実勢価格に基づき、適正に薬価改定を行っていく。
- 同時に、革新的な医薬品の開発や、有効で安全な医薬品の安定供給の確保に留意する必要がある。
- また、併せて、後発医薬品の使用促進により、薬剤費のさらなる適正化に努める。

※後発医薬品の数量シェア…平成23年9月39.9% → 平成25年9月46.9% → 目標:平成30年3月末60%以上

2. 薬価の適切な改定と薬価制度の改善

平成26年10月21日経済財政諮問会議
塩崎厚生労働大臣提出資料

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)

(薬価・医薬品に係る改革)

薬価調査、更には薬価改定が2年に1度となっている現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、患者負担、保険料負担、公費負担に影響を与えている。

このような現状を踏まえ、調査・改定に係るコストにも適切に配慮しつつ、他の統計に与えている影響や市場価格形成の状況を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよう、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討する。

留意すべき事項

○薬価改定については、現状では2年に1回の頻度で実施されているが、薬価の毎年改定には以下のような課題がある。

1. 革新的な医薬品の創薬意欲を損なうおそれ

ー薬価改定による引下げ(5~7%程度)は、医薬品企業の研究開発費の約半分に相当。改定の頻度を上げると企業の研究開発費の削減が不可避であり、改定が連続することにより、医薬品企業の新薬開発力を削ぐことになるのではないか。

2. 市場価格の適正な把握のための技術的な問題

ー市場価格の適正把握ができなくなるのではないか。
ー価格交渉など流通への影響が大きい等の理由で、卸が毎年改定を前提とした薬価調査に協力しないことになるのではないか。

3. 診療報酬への影響

ー薬価と診療報酬は医療機関への支払いとしては密接に関連。診療報酬の改定は、前回改定の結果の検証等を行った上で検討する必要があり、診療報酬の毎年改定は現実的に困難であることと一体的に考える必要があるのではないか。

4. 毎年改定に関する歴史的な経緯

ー頻回な薬価改定による不満により、昭和60年に「薬価調査非協力」問題が顕在化。これを踏まえ、昭和62年の中医協建議により、概ね2年に1回程度の全面改定となったが、再度問題が生じないか。

毎年改定から昭和62年建議に至る経緯

- 昭和56年 6月 薬価改定(△18.6%:全面改正)
本大幅改定以後、卸業界において制度や行政に対する不満が表面化
- 昭和58年 1月 薬価改定(△4.9%:14薬効群の部分改正)
- 昭和59年 3月 薬価改定(△16.6%:全面改正)
5年間で46%の引下げが行われたことから、一部地域の卸において「薬価調査非協力」の動き
- 昭和60年 3月 薬価改定(△6.0%:21薬効群の部分改正)
- 昭和60年 6月 厚生省 経時変動調査の実施
" 7月 卸連の常任理事会において経時変動調査への対応を議論
否定的な意見が多数を占めるも調査拒否の機関決定は見送るが、結果として、対象卸の約9割近くが調査拒否
- 昭和61年 4月 薬価改定(△5.1%:28薬効群の部分改正)
- 昭和61年 9月 中医協において業界団体から意見を聴取
日薬連:薬価改定の頻度は少なくとも2年に1回
卸 連:薬価改定は2年以上の間隔をおいて実施

新算定方式が決定するまで薬価改定延期

- 昭和62年 5月 新算定方式に関する中医協建議
「市場における価格の安定にある程度の期間を要するので、市場価格の形成をまっしておむね2年に1回程度の全面改定になることはやむを得ない」